



## 第16号の21様式

### 記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする所轄県民局に免税軽油使用者証を提出して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。  
なお、共同申請の場合には、第16号の22様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書（第16号の22様式の「共同申請明細書」を提出する場合には各個人ごとの計算書）を必ず添付すること。